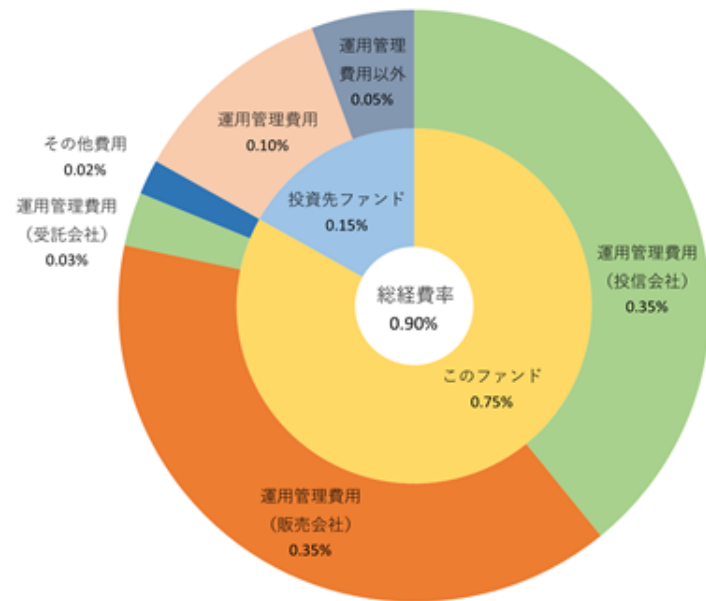


新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例 （規則第 2 条、第 3 条）</p> <p>1. 「ファンドの仕組み」（規則第 2 条第 1 項第 4 号） （略）</p> <p>2. 本文中の表示項目（規則第 3 条） 本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 1 万口当たりの費用明細 ロ. 1 万口当たりの費用明細の表示上の留意事項</p> <p>（イ）～（ワ） （略）</p> <p><u>（カ）その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記を記載するものとする。</u></p> <p><u>（5）（参考情報）総経費率</u> <u>イ. 様式例</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例 （規則第 2 条、第 3 条）</p> <p>1. 「ファンドの仕組み」（規則第 2 条第 1 項第 4 号） （同 左）</p> <p>2. 本文中の表示項目（規則第 3 条） 本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （同 左）</p> <p>（4） 1 万口当たりの費用明細 ロ. 1 万口当たりの費用明細の表示上の留意事項</p> <p>（イ）～（ワ） （同 左）</p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p>

新

旧



総経費率 (①+②+③)	0.90%
①このファンドの費用の比率	0.75%
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.10%
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.05%

(注1) ①の費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注2) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません。

(注3) 各比率は、年率換算した値です。

(注4) 投資先ファンドとは、このファンドが組入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)です。

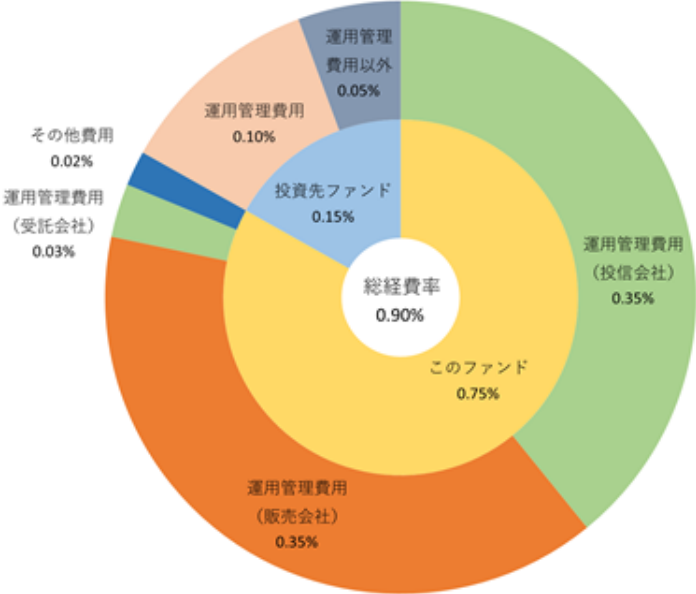
(注5) ①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

(注6) ①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

(注7) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

新	旧
<p>ロ. (参考情報) 総経費率の表示上の留意事項</p> <p><u>(イ) 運用管理費用、その他費用の比率は、1万口当たりの費用明細において用いた期中の各費用の比率(年率)とする。</u></p> <p><u>(ロ) 投資先ファンドがある場合は、(注4)～(注6)の旨の注記を行うものとする。</u></p> <p><u>(ハ) ファンド・オブ・ファンズについては、①このファンドの費用の比率(「1万口当たりの費用明細」における「合計」の比率から、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税の比率を差し引いた率を年率換算した値)、②投資先ファンドの運用管理費用の比率(簡便法として、目論見書に掲載している「実質的な運用管理費用(信託報酬)」の比率から「このファンドの運用管理費用(信託報酬)」の比率を差し引いた率(以下、運用管理費用率(簡便))を用いることができる。)及び③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)の比率(簡便法として、当該投資先ファンドの総経費率から運用管理費用率(簡便)を差し引いた率を用いることができる。)の総計を総経費率として円グラフに表示するものとする。</u></p> <p><u>なお、記載に当たっては、できる限り精緻な開示を行うこととし、例えば(注7)として記載したような必要に応じた注記を記載のうえ、受益者に誤解を与えないように留意するものとする。</u></p> <p><u>③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用の比率が把握できない場合は、開示項目名を「経費率(投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除く。)」とし、「投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。」旨の注記を行うこととする。</u></p> <p><u>(ニ) ファンド・オブ・ファンズ以外のファンドについては、上記の表を省略することとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(6)</u> 売買及び取引の状況 (以降、順次繰り下げ)</p> <p><u>(7) ~ (19)</u> (略)</p> <p>別表 1-2 証券投資信託の交付運用報告書の様式及び表示例 (規則第 3 条の 2、第 3 条の 3)</p> <p>1. 表紙の表示事項 (規則第 3 条の 2) (略)</p> <p>2. 本文中の表示項目 (規則第 3 条の 3) 本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用経過の説明</p> <p>① 基準価額等の推移 イ. 表示例 (略)</p> <div data-bbox="159 1058 1339 1224" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* (略) * 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり<u>ます</u>。 また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。<u>従って、お客様の損益の状況を示すものではありません。</u></p> </div> <p>ロ. 表示上の留意事項 (イ) ~ (ホ) (略) (へ) 上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり<u>ます</u>。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なり<u>ます</u>。<u>従って、お客様の損益の状況を示すものではない旨。</u> <p>② (略)</p>	<p><u>(5)</u> 売買及び取引の状況 (同 左)</p> <p><u>(6) ~ (18)</u> (同 左)</p> <p>別表 1-2 証券投資信託の交付運用報告書の様式及び表示例 (規則第 3 条の 2、第 3 条の 3)</p> <p>1. 表紙の表示事項 (規則第 3 条の 2) (同 左)</p> <p>2. 本文中の表示項目 (規則第 3 条の 3) 本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用経過の説明</p> <p>① 基準価額等の推移 イ. 表示例 (同 左)</p> <div data-bbox="1393 1058 2573 1224" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* (同 左) * 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、<u>また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります<u>ので、お客様の損益の状況を示すものではありません。</u></u></p> </div> <p>ロ. 表示上の留意事項 (イ) ~ (ホ) (同 左) (へ) 上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (同 左) ・ 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、<u>また、ファンドの購入価額により課税条件も異なる<u>ので、お客様の損益の状況を示すものではない旨。</u></u> <p>② (同 左)</p>

新	旧								
<p>③ 1万口当たりの費用明細</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項 (イ)～(ワ) (略)</p> <p><u>(カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記を記載するものとする。</u></p> <p>④ (参考情報) 総経費率</p> <p>イ. 様式例</p>  <table border="1" data-bbox="277 1392 1237 1590"> <tr> <td>総経費率 (①+②+③)</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>①このファンドの費用の比率</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>②投資先ファンドの運用管理費用の比率</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率</td> <td>0.05%</td> </tr> </table> <p>(注1) ①の費用は、1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出</p>	総経費率 (①+②+③)	0.90%	①このファンドの費用の比率	0.75%	②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.10%	③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.05%	<p>③ 1万口当たりの費用明細</p> <p>イ. (同 左)</p> <p>ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項 (イ)～(ワ) (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>
総経費率 (①+②+③)	0.90%								
①このファンドの費用の比率	0.75%								
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.10%								
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.05%								

新	旧
<p><u>したものです。</u></p> <p><u>(注2) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません。</u></p> <p><u>(注3) 各比率は、年率換算した値です。</u></p> <p><u>(注4) 投資先ファンドとは、このファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。</u></p> <p><u>(注5) ①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。</u></p> <p><u>(注6) ①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。</u></p> <p><u>(注7) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。</u></p> <p><u>ロ. (参考情報) 総経費率の表示上の留意事項</u></p> <p><u>(イ) 運用管理費用、その他費用の比率は、1万口当たりの費用明細において用いた期中の各費用の比率（年率）とする。</u></p> <p><u>(ロ) 投資先ファンドがある場合は、(注4)～(注6)の旨の注記を行うものとする。</u></p> <p><u>(ハ) ファンド・オブ・ファンズについては、①このファンドの費用の比率（「1万口当たりの費用明細」における「合計」の比率から、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税の比率を差し引いた率を年率換算した値）、②投資先ファンドの運用管理費用の比率（簡便法として、目論見書に掲載している「実質的な運用管理費用（信託報酬）」の比率から「このファンドの運用管理費用（信託報酬）」の比率を差し引いた率（以下、運用管理費用率（簡便））を用いることができる。）及び③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）の比率（簡便法として、当該投資先ファンドの総経費率から運用管理費用率（簡便）を差し引いた率を用いることができる。）の総計を総経費率として円グラフに表示するものとする。</u></p> <p><u>なお、記載に当たっては、できる限り精緻な開示を行うこととし、例えば(注7)として記載したような必要に応じた注記を記載のうえ、受</u></p>	

新	旧
<p><u>益者に誤解を与えないように留意するものとする。</u></p> <p><u>③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用の比率が把握できない場合は、開示項目名を「経費率（投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除く。）」とし、「投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。」旨の注記を行うこととする。</u></p> <p><u>(ニ) ファンド・オブ・ファンズ以外のファンドについては、上記の表を省略することとする。</u></p> <p>⑤ 最近5年間の基準価額等の推移 (以降、順次繰り下げ)</p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、2019年9月30日から実施し、同日以後に到来する投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書から適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。</u></p>	<p>④ 最近5年間の基準価額等の推移 (同 左)</p> <p>⑤～⑧ (同 左)</p> <p>(同 左)</p>